第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1 基本目標

ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、 子育ての喜びが実感できるまち

2 基本的な姿勢

- □きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづく りを進めます。
- □ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- □ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

(1)市の役割

ひとり親家庭の状況を十分に理解し、ひとり親家庭の一人ひとりが東大阪市でくらしてよかったと実感できるよう、きめ細やかな自立支援を推進していきます。

(2) 当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りをもちながら、生活の自立と向上に努めます。

(3)企業・事業所の役割

企業・事業所においては、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に も明記されているように、ひとり親家庭の母の雇用を進めることが期待されてい ます。また、仕事と子育ての両立が円滑にできるように、職場の雰囲気づくりを するなど職場環境を整備することも求められています。

(4)市民の役割

ひとり親家庭を社会における家族形態のひとつとして理解し、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を正確に理解し、協力していきます。

3 施策の基本的な方向

ひとり親家庭は、一人で子育てや家事と仕事を両立させなければならず、様々な面で困難な状況にあり、経済的に自立するための就業支援とともに、子育てや生活面で様々な支援が求められています。

ひとり親家庭の親と子が、安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益が尊重 されるよう、以下に掲げる6つの基本的な方向を設定し施策を推進していきます。

(1)就業の支援

母子家庭や寡婦が就業によって経済的に自立した生活を営めるように、就業相談から、職業能力向上のための就業講習、職業紹介に至るまでの一貫した支援の充実を図ります。

(2)子育てや生活面の支援

母子家庭、父子家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て環境の整備を進めます。特に、父子家庭においては、子育てや家事への支援の充実を図ります。

(3)養育費確保の促進

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるように、法律相談を実施するとと もに、養育費に関する啓発を推進します。

(4) 経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を推進します。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充 実を図ります。また、様々な支援策に関する情報が必要な人に確実に届くよう情報提供を充実していきます。

(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の相互扶助やネットワークを支援するとともに、母子寡婦福祉会 や市民活動団体との活動支援、連携の強化を図ります。